

預金に関する重要事項のお知らせ

金融商品販売法では、お客様保護の観点から「勧誘方針」の公表と「重要事項」の説明を金融機関に義務づけています。当金庫の預金等に関する重要事項は以下のとおりです。

当金庫に預金される際には、預金規定、各商品説明書等のほか事前に重要事項の説明をお受けいただき、内容をご確認ください。よろしくお願いいたします。

1. 国内円預金について

- 預金保険制度の対象となる預金です。
- 預金保険による保護の範囲は次の通りです。

商品の分類	保護の範囲
当座預金 別段預金 利息のつかない普通預金	利息がつかない等の条件を満たす預金（注1）は 全額保護
利息のつく普通預金 定期預金 貯蓄預金 通知預金 定期積金 納税準備金 等	定額保護 合算して元本1,000万円までとその利息（注2）を保護 元本1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることとなります。 (金額が一部カットされることがあります。)

(注1) 次の①～③の条件を満たすもので「決済用預金」といいます。

- ①無利息（預金規定で利息がつかないことを定めてあるもの）
- ②要求払い（預金者がいつでも払戻しをうけることができるもの）
- ③決済サービスを提供できること（公共料金口座引落などのように決済ができるもの）

(注2) 「利息」には定期積金の給付補てん金を含みます。

2. 預金以外の金融商品について

- 債権、投資信託受益証券、保険に関する「重要事項」については、預金と性格・仕組みが異なっておりますので、ご契約いただく際に改めてご説明いたします。